

日本赤十字豊田看護大学 履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字豊田看護大学学則（以下「学則」という。）第27条第3項の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法、試験、及び卒業等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目)

第2条 学生は、学則別表1に定める当該学年の科目のほか、下位の学年の科目を履修することができる。

(履修登録)

第3条 学生は、その年次に開講される科目の内から履修しようとする科目を選択し、履修登録を所定の期日までに完了しなければならない。

2 履修登録後、科目の変更または取り消しをしようとするときは、原則として、授業開始後7日以内に履修変更登録をしなければならない。

(履修要件)

第4条 看護師免許を有しない学生が、看護学実習科目を履修するためには、学生が患者に対して安全に技術を提供できる十分な準備状況であることが必要であるため、看護学実習の履修要件として、先行する当該領域の科目について、単位修得あるいは単位修得見込みでなければならない。

2 心身の状態が看護学実習を履修できる状態にないと教授会が判断した場合、当該科目の履修を認めない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 卒業に必要な単位数は、124単位とする。

2 卒業に必要な単位数のうち、1年間に履修できる単位数の上限は、50単位とする。ただし、年度末のGPAが3.5以上の学生の場合、翌年度の履修単位数についてはこの限りではない。

(試 験)

第6条 定期試験は、原則として授業科目の修了に応じて、学期末に実施する。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、定められた試験期間以外に実施することができる。

2 試験の方法は、それぞれの科目に応じて筆記、口述、レポート、論文、実技等に

よって行う。

- 3 原則として、試験場においては、試験開始後 30 分以上経過したときの入場、試験問題が配布された後に退場したときの再入場及び試験開始後 30 分以内の退場は認めないものとする。

(受験資格)

第7条 受験資格を得るためには、当該授業科目の実際に授業を行った時間数の3分の2以上、看護学実習科目にあつては5分の4以上の出席を必要とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する学生は全科目の受験資格を失うものとする。なお、その科目の担当教員が、やむを得ない事由があると認めるときには、教務委員会及び教授会の議を経て、学長がその科目の受験資格を認めることがある。

(1) 授業料を滞納している学生

(2) 休学又は停学中の学生

- 2 前項に規定する出席時間数には、忌引き、公の証明書がある事故等、その他正当な事由による欠席は、その時間数を出席とみなすものとする。

(追試験)

第8条 追試験は、以下の各号の正当な事由により当該試験を欠席した者に対して、1回を限度として実施する。

(1) 正規の通学手段における事故、悪天候等での遅延

(2) 病気、負傷等による通院又は入院

(3) 忌引き

(4) その他、やむを得ないと認められる事由

- 2 前項に規定する追試験を受けようとする学生は、以下の各号の必要書類を添えて、追試受験願を学務課へ提出し、受験料を経理課へ納入する。

(1) 事故証明書又は遅延証明等

(2) 診断書等

(3) 葬儀に関する通知文等

(4) その他、やむを得ないと判断される文書

- 3 追試験の受験料は、別に定める。

(再試験)

第9条 再試験は、当該試験が不合格となった学生に対して1回を限度として実施することができる。

- 2 前項に規定する再試験を受けようとする学生は、その試験の結果発表の日から再試験前の指定された期日までに、受験料を経理課へ納入する。ただし、期限を過ぎ

た場合であっても、やむを得ない事由と学長が認めるとき、受理することがある。

3 再試験の受験料は、別に定める。

(試験に関する不正行為)

第10条 試験に関して不正行為があったときは、その期の全科目の履修を無効とする。

(補習実習)

第11条 以下の各号の正当な事由により当該看護学実習を欠席し、出席時間数が5分の4に満たない者に対し、当該看護学実習担当教員が認めた場合には、補習実習を実施することができる。

- (1) 正規の通学手段における事故、悪天候等での遅延
- (2) 病気、負傷等による通院又は入院
- (3) 忌引き
- (4) その他、やむを得ないと認められる事由

2 該当する学生は、原則として補習実習実施計画の1か月前までに「看護学実習補習実習願」に欠席事由を証明する以下の各号の書類を添えて学務課に提出しなければならない。また、補習実習料を経理課へ納入する。

- (1) 事故証明書又は遅延証明等
- (2) 診断書等
- (3) 葬儀に関する通知文等
- (4) その他、やむを得ないと判断される文書

3 補習実習の期間・場所は、当該看護学実習科目担当教員が指定する。

4 補習実習料は別に定める。

(成績の評価)

第12条 試験の成績は、100点を満点とし、次の基準により、その科目の担当教員が成績の評価及び合格または不合格の判定をするものとする。ただし、再試験の場合は、60点を最高点とする。

評価	成績	判定
S	90点～100点	合格
A	80点～89点	
B	70点～79点	
C	60点～69点	
D	59点以下	不合格

2 実験、実習及び実技の科目の評価は、平素の成績（レポート・記録類の提出・

学習目標の達成度等)を対象とすることがある。

- 3 科目の担当教員が複数の場合は、各科目の総合点を成績とする。

(評価の保留)

第13条 再試験の結果が不合格であった学生に対し、その科目の当該科目担当教員が評価の保留を必要と認めた場合、教務委員会及び教授会の議を経て、補講の実施を前提とした6か月間を保留期間として設けることができる。なお、その学生が休学した場合は、復学後にその期間を継続させることができるものとする。

- 2 担当教員は保留期間終了時に必要な試験により評価を行うものとし、所定の手続きに準じて行い、受験料 3,000 円を経理課へ納入する。

(成績の通知)

第14条 評価及び修得した単位については、年2回、成績表により学生本人へ通知するものとする。

(再履修)

第15条 単位を修得する必要がある科目で単位を修得できなかった場合は、再履修を必要とする。

(卒業の認定)

第16条 卒業の要件は、学則第37条に定めるところによるものとする。

- 2 卒業に必要な科目に不合格及び評価の保留がある学生は、その科目に合格するまで卒業を延期するものとし、その科目を再履修し、単位を修得したときに卒業の認定の判定を受けることができるものとする。
- 3 卒業の認定は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(退学の勧告)

第17条 1年次後期以降に通算GPAが1.0を下回った場合、学習指導を行う。なお、学習指導にもかかわらず改善がみられない学生については、教授会の議を経て退学の勧告をすることがある。

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、履修に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

平成16年4月1日から施行する。

附 則

改正後の第9条、第12条、第15条、第18条の規定は平成16年7月28日から施行する。

附 則

平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成27年4月1日から施行する。なお、改正後の第11条の規定は平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成31年4月1日から施行する。